

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の22
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項から第3項まで（許可の基準）及び第5条第1項（許可の申請及び許可証） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第22条（営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準）及び第23条において準用する第7条（許可の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書等の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）及び第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限り、その目安となる期間を55日とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第3項の規定の適用がある場合は、その目安となる期間を60日とする。